

議案第5号

北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業手当の特例を廃止するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年北名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。